



2021年6月2日

各位

会社名 株式会社 LIXIL
代表者名 代表執行役社長 兼 CEO 瀬戸 欣哉
(コード番号: 5938 東証・名証各一部)
問合せ先 常務役員 IR室 室長 平野 華世
(TEL. 03-6706-7001)

当社株主総会における定款一部変更議案に関する補足説明

当社は、2021年6月22日開催の第79回定時株主総会において、株主総会を物理的な場所を設けることなく、インターネット等により株主の皆様が株主総会にオンライン出席する株主総会（以下、「バーチャルオンリー型株主総会」といいます）の開催を可能とする定款の一部変更をご提案しています。

つきましては、本提案に関する当社の見解を十分にご理解いただきたく、下記のとおり補足でご説明申し上げます。

当社としては、本提案は、透明性のあるガバナンス体制の確立に寄与し、株主の皆様のご期待に沿うものと判断しております。株主の皆様におかれましても、背景等ご承知おきいただき、ご賛同のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

1. ご提案内容について

本提案は、現在国会で審議中の「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」の成立・施行されること及び同法律に基づき、当社がバーチャルオンリー型株主総会をできる旨を定款に定めることができるための要件に該当することにつき、当社が経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件とするものです。

本定款変更が発効した場合、当社の株主総会について、①物理的な会場を設けて実施する株主総会（以下、「リアル株主総会」といいます）、②リアル株主総会と併せてインターネット等により株主が株主総会に参加又は出席する株主総会（以下、「ハイブリッド型株主総会」といいます）に加えて、③バーチャルオンリー型株主総会という株主総会の開催方法に関する選択肢が一つ加わることとなります。

但し、本定款変更により、当社は、今後の株主総会を全てバーチャルオンリー型株主総会で開催することを予定するものではなく、開催方法については、株主の皆様の権利の保障と安全を最優先に考え、新型コロナウイルス感染症の対策等、社会的要請その時々の当社及び株主の皆様^の状況や、株主様から当社に対するご意見等を踏まえ、株主総会の開催の都度、慎重な検討を行い、当社取締役会で決定いたします。

2. ご提案の背景について

当社は、コーポレートガバナンスを強化し、透明性と客観性を高めることにより、企業価値を向上させることを目的に、様々なコーポレートガバナンスにかかる改革を行ってまいりました。その一環として、株主総会は、株主様との対話ができる貴重な機会と捉え、昨年よりハイブリッド型株主総会を開催しています。これにより、これまで遠方であることから物理的な会場にご出席いただけなかった国内外の株主様

にも、インターネットを通じて、株主総会にご出席いただくことが可能となり、開かれた株主総会を実現することで、当社の経営の透明性の向上に寄与していると考えております。

今回、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が成立した場合、同法に基づき、①定款変更を伴わず経済産業大臣及び法務大臣の許可により2年間限定でバーチャルオンリー型株主総会を開催する方法、②定款変更を行うことで継続的にバーチャルオンリー型株主総会を開催する方法が認められることとなりますが、当社は、このうち②の方法が適切と判断し、本提案をいたしました。

これは、新型コロナウイルス感染症につきまして予断を許さない状況が続いていることに加え、アフターコロナ、ニューノーマル下において、新たなパンデミックが発生した場合や、将来において現時点で予測不能な自然災害等の脅威が発生した場合においても、継続して開かれた株主総会の開催を実現することを目的としており、株主の皆様及び当社の共通の利益に資するものと判断しております。

3. 株主総会の開催方法の決定について

当社は、2019年6月開催の株主総会以後、取締役会及び各委員会において、様々なコーポレートガバナンスに関する改革を実行し、着実に透明性・公平性を確保したコーポレートガバナンス体制の確立に成果を上げてまいりました。

今回のご提案が可決された場合、これら改革を実行してまいりました当社の取締役会が、株主総会開催の都度、開催方法を決定いたします。その審議におきましては、物理的な会場を設けないことのコストメリットもさることながら、株主の皆様の権利の保障と安全を最優先に考え、新型コロナウイルス感染症の対策等、社会的要請その他その時々の当社及び株主の皆様^の状況や、株主様からの当社に対するご意見、ご主張等を踏まえ、また特に株主の皆様から多くのご意見が予測されるような場合等にも注意して、株主総会の開催の都度、慎重な検討を行い、当社取締役会で決定いたします。

4. バーチャルオンリー型株主総会の運営について

バーチャルオンリー型株主総会の開催にあたっては、その運営体制の整備も極めて重要であると認識しております。具体的には、ITシステムや株主名簿管理人の体制等にかかるインフラ基盤の整備、行使された議決権にかかる公平な取扱い、通信障害への対策、インターネットに不慣れな株主様へのサポート体制の構築、株主様からのご質問、株主提案、動議にかかる恣意的な運用の排除等について、経済産業省が公表するガイドライン等を遵守することはもちろん、当社においてもさらにこれらに関する株主の皆様^の公平な取扱い等多角的に検討・準備し、また基準を明確化した上で、株主の皆様^の権利を侵害することのない運営方法を整備し、取締役会の慎重な審議により決定してまいります。

なお、当社は2020年6月30日開催の株主総会で、ハイブリッド型株主総会(参加型)を導入し、株主の皆様^の権利を保障し、より多くの株主の皆様との建設的な対話・意見交換を行うとともに、当社の取締役の株主の皆様への説明責任を果たすことを念頭に、インフラ基盤を含み運用面を検討いたしました。また、本年6月22日開催の株主総会におきましては、ハイブリッド型株主総会(出席型)を導入し、オンライン出席いただく株主の皆様^に議決権行使をいただくとともに、さらに株主の皆様との建設的な対話・意見交換を深めることを目指した、開かれた株主総会に進化させてまいります。

本提案により、バーチャルオンリー型株主総会という選択肢の幅が広がることは、今後いかなる状況下におきましても、常に株主の皆様^の権利を保障し、当社の取締役が十分な説明責任を果たし、当社及び株主の皆様^が求める開かれた株主総会の在り方を追及し、持続的に透明性のあるガバナンス体制の確立を進めていくことに大きな寄与を果たすものと考えております。

以上